

学校感染症の対応についてのご協力願い



医療機関で、インフルエンザ等の学校感染症と診断を受けた場合は、学校へ連絡し、医師の指示に従ってください。また、登校前に発熱している場合や、インフルエンザや結膜炎等の感染症が疑われる場合には、感染症の蔓延を回避するためにも学校に連絡後、速やかに医療機関を受診して下さい。

登校後、インフルエンザや流行性結膜炎等の感染症の可能性がある場合には、保健室で症状を確認し、状況によっては早退等の措置をとりますのでご理解をお願いします。(早退の場合は、感染症疑いとなり出席扱いになります。) ご理解、ご協力いただけますようよろしくお願い致します。

学校感染症に対する対応

1. 学校感染症の可能性があり欠席する場合、または医療機関を受診し学校感染症の診断を受けた場合は 速やかに学校へ連絡してください。
2. 治癒して登校する際は、原則として医師による「治癒証明書（診断書）」 が必要です。(医療機関の診断書でも差し支えありません。)

※インフルエンザの場合

「インフルエンザ快復届」に必要事項を保護者が記入し、医療機関を受診時の処方せん説明書または領収書等のコピーを添付し提出して下さい。

インフルエンザの場合は、治癒証明書（診断書）は必要ありません。

※インフルエンザ症状があり医療機関を受診した結果、インフルエンザ陰性だった場合でも受診日は「出席扱い」となります。※医療機関受診の証明（領収書や処方せんのコピー）の提出が必要です。

様式2【保護者が記入し、快復し登校する際に生徒が担任へ提出して下さい。】

県立八重山高等学校長

インフルエンザ快復届

年 組 番 氏 名

1. 症状出現日： 月 日

2. 下記の医療機関で インフルエンザ（A型・B型・陰性）

と診断されました。

受診月日： 月 日

医療機関名：

医療機関受診時の、調剤説明書または領収書等のコピーを添付して提出して下さい。

3. 検温結果

下記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった場合、措置の中止をお願いいたします。

体温測定月日時	測定時間：体温	測定時間：体温
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

～～中略～～

月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

(発熱期間が長く、解熱2日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。)

平成 年 月 日

保護者氏名：

印

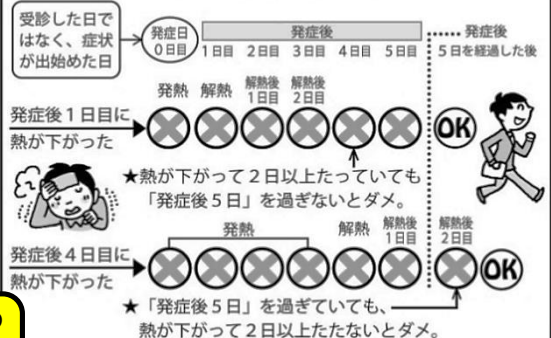
早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●



インフルエンザを疑って病院受診したが、インフルエンザではなかった場合（陰性）でも受診日のみ、出席扱いになります。

発症した後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまでは出席停止期間です。毎日の検温の記録を記入して下さい。

*学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）

資料 おもな学校感染症

学校保健安全法施行規則より、下記の感染症に罹った場合は、「出席停止」となります。(欠席ではありません。) 医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。

分類	病名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(注1)	

保護者記入の快復届が必要

治癒して登校する際は、治癒証明書(診断書)が必要です。

平成24年4月1日一部改訂

※ 学校感染症にかかり(疑いも含む)、欠席する場合、学校へ早急に連絡して下さい。

※ 治癒して登校する際は、原則として医師による「治癒証明書」必要となります。

(インフルエンザについては資料参照)

※ 学校感染症の疑いがあり、病院受診し非感染だった場合、または登校後、学校感染症の疑いがあり早退した場合は「出席扱い」となります。(病院受診日・早退した日のみ)

※ (注1) その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学院長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、学校医が判断します。以下、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例を挙げます。

- 溶連菌感染症
- ウイルス性肝炎
- 手足口病
- 伝染性紅斑
- ヘルパンギーナ
- マイコプラズマ感染症
- 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)

様式2【保護者が記入し、快復し登校する際に生徒が担任へ提出して下さい。】

八重山高等学校長

インフルエンザ快復届

年 組 番 氏 名

1. 症状出現日： _____ 月 _____ 日

2. 下記の医療機関で インフルエンザ (A型・B型・陰性) ※○印して下さい。

と診断されました。

受診月日： _____ 月 _____ 日

医療機関名： _____

受診時の、調剤説明書または、領収書等のコピーを添付して提出して下さい。

3. 検温結果

下記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

体温測定月日時	測定時間：体温				測定時間：体温			
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
月 日	午前			分				度
月 日	午前			分				度
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度
月 日	午前	時	分	度	午後	時	分	度

(発熱期間が長く、解熱2日が記録できない場合は、

裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。)

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名： _____

印

※インフルエンザ症状(発熱・悪寒・咽頭痛・咳・倦怠感・関節痛等)が続くようであれば、病院受診をして下さいますようお願いいたします。学校において感染拡大を防ぐため受診結果は、学校へ連絡して下さいをお願いします。

